

(目的)

第1条 この規程は、鯖江・丹生消防組合職員の記章(以下「記章」という。)に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(記章)

第2条 記章は、別記のとおりとする。

(着用)

第3条 すべての鯖江・丹生消防組合職員(以下「職員」という。)は、記章を別に指示のある場合を除き、できる限り着用して鯖江市・越前町民全体の奉仕者であることを自覚し、職務に専念するとともにその職の信用を傷つけ、または不名誉となるような行為をしてはならない。

2 職員は特別な事情のない限り他の記章等を着用してはならない。

第4条 記章は、一連番号を付し職員に貸与するものとする。

2 記章は、職員として採用された場合および第5条第2項の規定による場合に、記章番号を台帳に登録して交付する。

3 職員は、職員でなくなつた場合には、速やかに所属長を経て総務課長に記章を返還しなければならない。

第5条 職員は、記章の取扱いについては周到な注意を払い、紛失または毀損しないように努めなければならない。

2 職員が記章を紛失または毀損した場合には、その事由を付し所属長を経て総務課長に再交付を申し出なければならない。

3 職員は、記章を他人に貸与または売買してはならない。

(処分)

第6条 職員が故意にこの規定に違反した場合には、相当な処分を行うことがある。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別記



材質	真鍮
寸法	H：12.5×W：約10.8mm
仕上げ	金メッキ
加工	黒色研エボ／本体裏ナンバリング(001～200)
裏金具	タイタック